

4 輸国第 2575 号
令和 4 年 9 月 14 日

農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部改正について

我が国からブラジル向けに輸出される食用の水産動物及びそれらの加工品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 BR-S2「ブラジル向け輸出水産食品(動物衛生)の取扱要綱」及び別紙 BR-S1「ブラジル向け輸出水産食品(食品衛生)の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、別紙 BR-S2「ブラジル向け輸出水産食品(動物衛生)の取扱要綱」について、証明書の様式に係るブラジル政府との協議等を踏まえ、下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、管内の都道府県知事への通知をお願いします。

記

- 1 証明書の発行対象となる水産食品として、「養殖由来の魚類(内臓を除去したものに限り)及びその加工品」を追加
- 2 「養殖由来の魚類(内臓を除去したものに限り)及びその加工品」に係る証明書様式を別紙様式 8 として追加
- 3 既存の証明書様式(別紙様式 2～7)の改正
- 4 その他、所要の改正